

事務局長	事務局 火代	作成者	起案日 3年3月18日
阪本	松前	中道	決裁日 3年3月22日

農業委員会令和3年2月総会

開催日時 令和3年2月24日 午後1時30分～

開催場所 守口市役所1階 市民会議室104号

出席委員 ①西口 誠一 ②田中 明美 ③石田 卓三
 ④大倉 利文 ⑤大西 庄治 ⑥木村 剛久
 ⑦久保田 哲夫 ⑧砂口 勝紀 ⑨辻本 恵美子
 ⑩中東 郷美 ⑪橋本 徹 ⑫山崎 勝彦
 ⑬山田 哲三

事務局 阪本、松前、中道、角田

閉会時間 午後2時40分

西口会長 それでは予定の時間になりましたので、これから守口の農業委員総会を開催したいと思います。

緊急事態宣言の中、皆さん方、何かとお忙しい中、農業委員会に出席いただきましてありがとうございます。

本日は、皆さん方の手元に置いてあります、資料的にも盛りだくさんの資料があります。事務局に手配いただいて、今回は特定生産緑地の説明、急遽、都市・交通計画課の所管の職員さんも来ていただきました。十分説明をいただきたいと思います。あまり日にちもありませんので、分からんところは今日で解決するようによろしくお願ひ申し上げたいと。

特に、農業委員の皆さん方は、地域の相談役でございます。生産緑地、特定生産緑地で分からることは、ぜひ皆さん方、相談相手になっていただきたい。それは俺、分からへんわという形がないように、できるだけちゃんと説明いただければありがたいと思います。

手元にありますように、生産緑地地区を所有される方へ重要なお知らせですというような、これ、・・・。今日は、お手元に配らせていただいたのは、JA北河内が重要なお知らせですということで、生産緑地所有の皆さんへということで、こんなパンフレットを置かせて

いただいている。ということで、特定生産緑地についてもよろしくお聞き及びをお願いしたいなと思っています。

あとは、新聞紙上で御存じやと思いますけども、我々の機関紙といいますか、全国農業新聞、12月18日に第一面で、「全国の市町村で広がる下限面積要件引下げ」というような、こんな新聞、御覧になつていただいたと思います。参考資料に、あと協議事項の中で入っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは総会を始めさせていただきたいと思います。座らせていただきます。

いつもは、この農業委員会憲章、黙読をやっていただくんすけども、もう黙読やついたら時間とりますので次に進めていきたいと思います。

それでは、事務局より、本日の欠席委員の報告をお願いします。

事務局 御報告申し上げます。本日欠席するとの報告を受けている委員は、辻本卓郎委員です。したがいまして、現在の出席委員数は13名でございます。

以上、報告を終わります。

西口会長 定足数は超えておりますので、会議は成立いたします。本日の署名委員は、山崎委員と山田委員でございます。よろしくお願ひいたします。

いつもお願いしとるんですけど、発言に際しましては、まず挙手をお願いいたしまして、私のほうから指名させていただきます。

それでは、議事に入ります。

1. 報告(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告第8号 番号1について、事務局より説明を求めます。

事務局 それでは事務局より説明させていただきます。

令和3年1月21日に、[REDACTED]さんより届出がございました。

土地の所在地は、梶町[REDACTED]面積が[REDACTED]m²、地目は[REDACTED]です。現況は空き地となっております。

本件につきましては市街化区域内にあることから、「農地法関係事務処理に係る処理基準」第6号の3(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理について問題はございません。

なお、2月10日に、西口会長、田中会長職務代理者、当該地区担

当委員でもあります、申請者立会人として所有者の_____様、そして事務局立会いのもと、現地確認を行いました。今後、何かあった場合には、申出人で対処するとの理由書もいただいております。

西口会長 ありがとうございました。御意見、御質問をいただく前に、地区担当委員であります田中職務代理より報告をお願いいたします。

田中職務代理 ・・・、立会いさせていただきましたけれど、道路際で、昔の水路と、そういうふうな埋め立てて、ちょうど三角地の本当に、近所、どうも迷惑もかからないようなところで、ずっと三角地を閉鎖というか、道路際でしたので、もう、そのまましていても車も通って迷惑かかるので、当初、地主様が、そういうことで、もう市に、都市計画課と市に依頼して、ちゃんとしようということで承って、立会いしたんですけれど、近所にそういうふうなこと、迷惑もありませんので、受理しました。そういうことです。

西口会長 ありがとうございました。何か御質問、御意見がありましたらお受けしたいと思いますが。

よろしいですか。ないようでございますので、続いて、報告第8号番号2の転用届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、説明させていただきます。令和3年1月27日に、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]様より届出がございました。

土地の所在地は、橋波東之町 [REDACTED] 面積が [REDACTED] m²、地目は [REDACTED] でございます。現況は、自己住宅となっており、本件につきましても市街化区域内にあることから、先ほどと同様に受理しない場合に該当しないため、受理について問題はございません。

なお、2月10日に、西口会長、田中会長職務代理者、担当地区委員の木村委員、申請者立会人として株式会社エスアール設計の■様、そして事務局立会いのもと、現地確認を行い、今後、何かあった場合には、申出人で対処するという理由書をいただいております。

以上です。

西口会長 ありがとうございました。御意見、御質問の前に、地区担当委員とともに立会いを行いました木村委員より御報告をお願いいたします。

木村委員 木村でございます。先日、現地を調査してまいりましたけれども

現状は更地でございました。今後、住宅を建てるということで、周りも住宅街ということですので、何も問題はないというふうに思います。

以上です。

西口会長 ありがとうございました。あと、皆さん方から御意見、御質問があれば承りたいと思います。

いいですかね。ないようでございますんで、2. 報告事項に移ります。(1) 令和2年11月農業委員会総会においての質問について、

(2) 令和3年度年間活動計画(案)について、一括して、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 報告事項の(1)、(2)、御説明させていただきます。

ちょっと順番が、今日、説明を都市計画課さんのほうにしていただきますので、先に(2)の令和3年度年間活動計画(案)について説明をさせていただきます。

先日、各委員の皆様に総会の通知とともに送付させていただいておりますが、令和3年度の年間事業につきましては、総会の日程につきましては、原則毎月21日の予定ですが、現時点におきましては新型コロナウイルス感染状況次第によって、会議室の使用状況もちょっと変わることもございますので、あけさせていただいております。

主な事業は、5月に防災協力農地登録拡大活動、農業委員会だより(春号)の発行、全国農業委員会会長大会、会長の出席なんですが、東京都でございます。また、9月は重点農地パトロールと、大阪府農業委員会大会がございます。そのほか、毎月10日の現地調査などがございます。

令和3年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で、予定が確定しないことも多くございますので、年間計画も変わることもございますので、詳細が分かり次第、各委員の皆様には御連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、(1) 令和2年11月農業委員会総会においての質問についてでございますが、新法「特定生産緑地法」について、農業委員として農家に助言できるように、新法に伴う今後の手続等の日程についてなど、委員向けに説明をしていただきたいとの御意見をいただきました。

その後、担当課でございます都市・交通計画課に問い合わせさせていただいたところ、本日、お手元の資料にございます「特定生産緑地に係る意向調査書」を令和2年6月5日に発送したとのことでござ

います。都市・交通計画課としては、この確認書で特定生産緑地に指定する意向を示した方に対して、特定生産緑地指定の同意書を発行し、お手元の資料のとおり、先日発送をさせていただいたと聞いております。

その説明について、後ろに都市・交通計画課の職員が来ていますので、御説明よろしくお願ひいたします。

都市・交通計画課 都市・交通計画課の野口と申します。お手元にお配りしております
特定生産緑地の指定につきましてという資料、ございますでしょうか。

事務局 こういうような資料になっております。

事務局 ホッチキスどめで5枚あるものです。

都市・交通計画課 ございますでしょうか。先日、特定生産緑地の指定につきましてという資料を、前回6月に発送しました特定生産緑地の指定意向確認にて指定意向がある意向をお示しされた所有者様、及び一部特定生産緑地、・・・の一部を特定生産緑地に指定すると意向を示された所有者様に対して、こちらの特定生産緑地地区の指定につきましてという資料と添付の書類、この一式を発送させていただいております。

内容としましては、先日も、前回の農業委員会でも軽くお話はさせていただいたところですが、特定生産緑地の指定にかかわる書類になっております。

内容としましては、法律上、生産緑地の法律上、所有者様のほうから御提案をいただくという形式をとらせていただいております。様式の2-1、特定生産緑地（守口市）指定提案書と書いている資料でございます。こちらのほうで、資料を整えて提出していただくことで、所有者様のほうから当該の土地に関して特定生産緑地に指定したいという意向を示していただけるというものになっております。

その次の様式の2-2のほうなんですが、こちら、指定同意書というものになっております。こちらに関しては、特定生産緑地に指定されたいという意向をお示しされる土地に関して、さまざま権利がかかっている場合がございます。共有持分であったり、抵当権、賃借権、地上権等設定されている場合がございます。そういう方々に対してですね、所有者様のほうで同意をとっていただくという必要がございます。非常に手数ですけれども、所有者様のほうには、その権利の対象になる方、すなわち、例えば賃借権の設定がされている土地であれば、借主さん・・・とか、共有名義を設定されている方であれ

ば、提案される、要は様式の2-1、指定提案書を提出される所有者さんとはほかの共有持分で持たれている所有者様のお名前を書いていただいて、それぞれ指定のほうをしていただくという書類になっています。それぞれの土地について出していただくという形になりますので、内容としては分かりにくいんですが、様式の2-2については生産緑地ごとに提出をしていただくというものではなく、1つの・・・、1つの土地、地番ですね、地番ごとに1枚ずつ同意書を作成していただくという形をとっていただこうと思っております。

ちょっと順番が前後してしまいましたが、一番表書きの黒い表題で、白い文字で、特定生産緑地地区の指定につきましてという書類があるかと思います。この中に、この下の3枚の・・・に必要な資料を、提出に必要な添付資料というのを書かせていただいております。この中で複数そろえていただく資料があるんですけれども、上から申し上げますと1つ目の指定提案書、指定同意書明細書という、この分に関しては、先ほどぱらっと見ていただいた分になっております。その下の土地登記簿謄本、それから1つ飛びまして公図の写し、もう1つ下の段になります地積測量図という、この3点に関しては法務局のほうで請求をかけていただくことで取っていただくことが可能な書類となっています。土地登記簿謄本と公図の写し、それから地積測量図の3点ございます。

そのほかの書類、案内図、それから実測図に関しては、所有者さんのお手元のほうにですね、案内図に関しては特に、範囲と位置、申請地の範囲と位置が確認できる書類であれば、どのような地図を使っていただいても構わないと思っております。

印鑑証明に関しては、守口市役所のほうで発行が可能ということになっています。

こちらのほうが記載が漏れておるところでして、所有者様から御相談いただければ、委員さんのほうに御相談いただくことがあったときには、申し訳ないです、ちょっと御案内いただきたいところなんですけど、実測図、または地積測量図という記載がございます。この実測図と地積測量図に関しては、土地によってはそういうものをつくられていない、作成されていない、もしくはもう持たれていないという場合があるかと思います。そういう土地に関しては、申請のときに新たに測量をかけていただいてつくっていただくという必要は、今のところ考えておりません。なので、測量図であるから測量士さんに依頼をして新たに土地を実測してというところまでは求めるつもりはありませんので、もしそういうものが用意できないよ、実測図、それから地積測量図というのも、法務局のほうに取り寄せただ

いて、法務局のほうでその土地に関してはそういうものがないんだよというふうに言われる場合がございます。そういう場合には、無理をして取っていただくという必要はございません。実測図に関しても同様で、ないから新たにつくっていただくとか、ゼロから、またはお金をかけて実測図をつくっていただくという必要はなくて、今の書類で提出をしていただくという形で想定をしております。ちょっと伝わりにくくて、こちらとしても書きぶりが分かりにくくなってしまって申し訳ないです。

この書類に関して、また農業委員さんのお力を借りて、所有者さんのほうからの御相談とか、いろいろあると思いますけれども、こちらとしてもまた御協力というか、基本的にはもう分からぬところとか伝わりにくいところとかあれば、都市・交通計画課に問い合わせてくれということでお伝えいただければ助かりますので、また御協力よろしくお願ひいたします。

西口会長 一応、説明は終わりました。皆さん方から御自由に、手を挙げていただいて御意見なり、質問を言っていただいたら結構かと思います。どなたからでも結構です、どうぞ遠慮なしに。

石田委員 都市計画課のほうに聞きたいねんけどもね、私も農業委員をさせていただいているから、この平成5年に生産緑地の指定があつてから30年経過して、来年の3月末で30年が経過するから新たな制度ができましたというのをこういう場を借りて知ったわけやけどな、一般の人、一般の人は、この用紙を、去年か、アンケートの結果に基づいて送ってあげているという話やねんけどもな、それだけでな、失礼な言い方になるかも分からへんけども、それだけでな、周知できるんかなと。で、例えば、守口広報にもこれ、載っていないな。こういう、この話は。載せてるの。

都市・交通計画課 載っておりません。

石田委員 載っていないな、ほんなら、これは各農家に申請して、私たち農業委員が周知しなさいということがあるのは分かっているんやで。分かっているんやけどもな、受け取り方としてな、一般の方の受け取り方としてな、広報等でやっぱりうたってあげたりな、その他、どういうのかな、この3月31日までやというのもな、この用紙を見て、初めて僕は知ったんや。僕が無知なんかどうか知らんよ、ほかの農業委員さん、知ってはるかも分からへんけどな。平成4年の3月31日で

30年経過しますと、だから特定農地の申請をしてください、特定生産緑地の申請をしてくださいというのは聞いていたのよ。3月31日、これ見て、初めて知ったんよ。それで、アンケートをとった人にもな、これを送ったわけやろ、この重要なお知らせですというのを。封書で、これ、1ヶ月前か。2、3週間前かな。

都市・交通計画課 いえ、もっと前です。去年の段階から。

石田委員 え、去年やったっけ。

事務局 この、今2枚になっているものが、6月ぐらいに送付されているものです。

石田委員 アンケートやろ、それは。

事務局 アンケートです。

石田委員 分かっているやん、それはな。去年の6月やん。それで、そこにはな、30年経過しますから、特定生産緑地の申請をしましょうということになっていたわけやけど、締切日、令和3年3月31日なんか、初めて聞いたで、これ、違う。あなたたちの市民にお知らせしたやつが、農業委員に対してお知らせしたのな、これが初めて違うの。去年のアンケートの段階で、3月31日って書いていた。ちょっと僕、記憶ないねん。書いてたら悪いけども。僕には記憶がないねん。

都市・交通計画課 すみません、アンケートの段階ではお伝えできておりませんでした。

石田委員 書いていないな。ということは、公式の文章で出たの、これが初めてやんけ。これも守口市じゃなくして、一般社団法人大阪府農業会議、・・・の大坂から出してるのやんけ。守口市、何しているねん、そんなら。

都市・交通計画課 対応が後手後手になって申し訳ございませんでした。

石田委員 いやいや、別に謝ってくれと言っているのと違うねん。農業委員がな、この対象者の方にな、周知徹底できたらいいねんけどもな、どこまでできるかというのも自信もないわけ、はっきり言って。そやから、広報なりな、何らかの方法でな、FM-hanako も含めてやんか、

市の市民に対して周知できる媒体を通じてな、もっとやらなあかんの違う。それで、ごめん、しつこく聞くけどな、締め切りは3月31日やけど、都市計画の審議会、また都市計画の委員さんとかね、あるいは書類とか見てする時間が必要やというのは、よく分かるんやけどもな、3月31日過ぎたら、もう全然だめなんか。

都市・交通計画課 都市・交通計画課のコトにといいます。今回、このような形でお時間いただき、ありがとうございます。

周知のほうですね、できていなかったということで、今聞かせていただきまして、大変申し訳ありませんでした。ちょっと周知が遅くなつたこともあります、今後、対応としましてですね、3月31日までに必ず出さなければいけないかということに関しては、一定、出していただきたいというお願いのことが事実です。

ただし、個別の案件、今回、うちの周知が遅かった分もありますので、何かしらこの印鑑をもらうために、遠方にいるから時間が遅くなるよ、もしくは、この書類を法務局に取りにいったけど出してもらうのに時間がかかるしとか、そういう個別の事情があれば、すみません、連絡をいただければ個別に対応させていただきます。今、・・・あれなんんですけど、遠方の方で、はんこをもらうのに時間がかかるよということであれば、その分は十分理由になると思います。そういう形で、個別の連絡をいただければ、いついつまでに、じゃあこれだったらお願いできますかということを双方でお話させていただいて、個別に対応させていただこうと思っていますので、このチラシにも書いてある問合わせのほう、都市・交通計画課のほうに、申し訳ないですが、そういう時間が短いというクレーム、一番受けられることが多いと思いますので、その件に関しては、もう個別で相談せえって言っていたわ、あいつら・・・遅かったからという形で言っていただけなら助かりますので、そういう形で対応をお願いします。すみませんでした。

石田委員 そういうな、イレギュラーな人が市民に方には多分、何人か出てくると思うんや。そのときにな、いや、締め切り終わりましたということだけはな、ないように、まずしてあげてほしいなと。個別の理由というのも、どういうの、遠方に住んでおられる共有名義の人のな、印鑑証明やそんなん取らなあかんの分かっているけどもな、全く何もしんと忘れているというか、提出せえへんかった人もおると思うねん、中にはな。書類は一旦出しました、あるいは出そうとしたけど、電話かけてな、印鑑証明取るのにちょっと時間がかかるねんけど、取

られへんねんと、取る相手が旅行に行っとるねんと、あるいは施設に入っているとか、いろんな理由があるやん。で、そういう個別の理由は分かるねんけどな、全く忘れていた、全く出てはんかった人に対してもな、その辺はな、柔軟に対応してあげてほしいなと。

ただ、農業委員としてはな、3月31日締め切りやということは、皆さんに申し上げます。ちょっとぐらいおくれてもかまへんよとは、それは言いませんのでね、対応だけまずしてあげてほしいなと、1点ね。

で、もう1点、これ、生産緑地の申請な、もともとは500m²以上とか、一段とか、そんなんやったやろ。で、それが、守口、300に変わったのかな。で、そういう人も含めてな、平成4年に生産緑地の申請をした人がほとんどやと思うねんけどもな、それ以降、生産緑地の申請をしはった人とか、あるいは300m²に変わって申請をしはった人たちというのは、同じく30年経過した時点で特定生産緑地の申請をしはるわけやろう、そういうことやな。その人たちにな、あなたたちは、その対象者、分かっているわけやろ。ほな、その人たちにもや、今回の1カ月前とかそんなんにな、そういう通知とか締切日を出すんじゃなくしてな、1年ぐらい前にな、来年のいついつに30年経過しますよと、だからそういう申請をいつまでにしてくださいよという周知もな、これからずっとしていかなあかんやん。私たちは、平成4年に生産緑地をした人が8割か9割やからな、これで済むけど、あと残り1割、2割の人がな、また混乱が生じたらまずいじゃない。それで、今回、こういうことがあったらな、平成4年以外の人たちからな、私たちはどうしたらいいのと言うてきはったときにな、その人がいつ申請しはったかというの、僕ら分からへんやん、そやろ。だから、それも含めてな、広報にちゃんと書いてあげてな。分かってくれる、言っていること。

都市・交通計画課 住民さんに伝わるように。

石田委員 今回30年のは、もう3月末ですよって、もう広報が来ても、次、3月号の広報しかあらへんもんな。間に合うか、3月号の広報、今から。もう2月の今日、20日か。

都市・交通計画課 広報に関しましてはおっしゃるとおり、もう間に合うタイミングではないので、申し訳ありませんが、今回の書類をもって、今回の申請いただく方に関しては、この方法で出させていただきたいと思っています。

先ほどおっしゃられた、今後の個別で切りかわっていく方々に関しては、件数が・・・こともありますので、ちょっと個別で連絡させていただくとか、広報とか FM-hanako ですと幅広く伝わり過ぎるということもありますので、個別で一定、対応できるように・・・いただこうと思いますので、よろしくお願ひします。

石田 委員 幅広く伝わったら、余計ぐあい悪いんや、事務局としては。

都市・交通計画課 言い方があれ、幅広くが悪いというわけではなくて、今度からは人数が絞れていきますので、実際、この時期には1人、2人だよということが多くなってくる時期と把握していますので、その方々に個別で連絡、もしくはこういう場を通じて、ちょっと個人情報とかもあるので、この方、この方って言いにくいくらい分があるんですが、こういう分がありますのでお願ひしますという協力・・・とさせていただこうと思いますので、よろしくお願ひします。

石田 委員 了解。

西口会長 ほか、どなたかありませんか。

男性委員 この、今の用紙ですね、3月31日目途とかって、これ、2月吉日となっていますけど、いつごろ送られた。

都市・交通計画課 17、18、19あたりで送らせていただいていると思います。

男性委員 2月の、今月の。ほな、まだやっと今着いたかというころやね。

都市・交通計画課 最初に届いた方で、土曜日ぐらいということを個別で来られた方から聞いております。

男性委員 ああそうですか、ちょっと日にちが少ないですね。去年の6月の意向調査というか意向確認書、これは延べで言ったら、何人、何軒ぐらい出されたんですか、生産緑地の該当の方。

都市・交通計画課 概略の数字になってしまいますが、45。

男性委員 来年期限が来る方が、45ぐらい。

都市・交通計画課 地区数で言うとそれぐらいになるんですが、件数としましては、持たれている方、把握できる所有者の方全員に送っていますので、65軒発送しております。地区でいうと、もうちょっと少なくて40数軒になるかと思います。

男性委員 45軒ということは、守口市で65筆というか、65の生産緑地の農地ということですな。

都市・交通計画課 1人の方で複数持たれている場合とかもありますので、一概にその数字とは言いにくいですが、それぐらいの数字と思っていただいたら大丈夫です。

男性委員 それでしたら、今言われたようにね、個別にまた、再度、もう忘れていませんかと、出されていますかというような、ちょっとチェックしていただいたほうがいいですね。あとね、また個別におくれても受け付けますやけど、後々ぎりぎりになってからじゃなしに、早目にちょっと再度対応してもらったほうがいいような気がしますけど。
それと、平成4年以降に申請された方、その方についてはまた、例えば平成20年に、24年でもいいです、平成24年に申請された方については、まだ大分先になつてからということですね。その先には、こういうのは当然行っていませんわね。

都市・交通計画課 出していないです。指定されてから30年経つ方に関して出させていただいているので。

男性委員 その方については、また直前になれば出されるであろうということで、よろしいわけですね。意向を調査される、個々にね。一斉にじゃなしに。個々に、お宅はもう30年になりますから、そのときの法律というか、必ずしも特定生産緑地ということになるかどうか分からぬけども、また個々に対応していただけるということで・・・したらしいんですね。分かりました。

田中職務代理 先ほど石田さんが意見を述べられた中のことなんですけれど、平成4年に生産緑地申請された方だけが今、報告行っていると。その何と言うんですか、全体に、全員の方にもそういうふうな、あなたは平成4年、30年になつたら満期ですよというんじゃなくて、またほかの方も、知らない方がいつかなというのが分かっていない方もいらっしゃるから、全員に確認として出してほしいという、そういうふうな

意見がありましたでしょう。

で、私ごとなんですけれど、私、もう農業委員3期目、4期目かな、で、4期目なんですけど、父から耕作を譲ったというか、父はまだ98で元気なんですけれど、足をとられてから、私が一応、主人とやっているんですけど、生産緑地の看板が、生緑の看板立っているんですよ。で、私はそれをいつも見ていましたんで、こういうふうな生緑が30年満期というのが、この役をしてから知ったわけで、私は完全に平成4年に申請しているものとばっかり思っていたんです。それで、以前事務局が浦川さんだったので、浦川さんも、ああ、田中さんのところ、30年、30年ということで。じゃあ、あともう4年になったら満期やねって言っていたんですよ。で、それで、私はもう、その自身、思っていたんで、わー、耕作するの、それが終わったらどうしようかなと思っていたんです。

ところが、この、だんだん満期が近づいてきて、ちょうど平成元年、ちょっと今、手帳調べたんですけど、ちょっと記憶がないんですけど、ちょうどそういうふうな生産緑地の話で、もうそろそろ変更が来ますよということで、この103と4かな、それを使って、会議室使って、そういうふうな都市計画課がね、都市計画課とそれから・・・の鈴木さんかな、それから税理士さん、そういうふうな方が来られてね、説明があったと思うんですよ。そのときに、一応、説明がありますという形で都市計画課から来たので、3年前ぐらいかな、ここへ来たんです。で、そのときに、もう満期來るので、その満期がもし継続される方、申請される方は、平成4年やけど1年後の3年に申請するように、まだまだですけど、そういうふうな呼びかけが、説明があったと思うんです。で、それもまだ、私もね、もう父から、平成4年や、4年やと思っていたから、まるっきりもう、ほな4年やから3年にやらなあかんな、やらなあかんなと思って、浦川さんにも、そしたら1年前にするんやねって思っていたんです。ところが、皆さんね、何か平成4年の満期の方にはそういうような周知が行っているんですよ。で、私のところに来ないから、たまたま北町の[REDACTED]さんに、[REDACTED]さんのところ、いつですのって言ったら、平成16年にしたから、まだうちはせえへんねんって言いはったから、父に聞いたんです。うち、いつしたんって言ったら、平成4年やって言うんですよ。で、おかしいから、都市計画課に聞いたんですよ。そしたら、あ、農政に聞いたら、いや、田中さんのところ、平成4年違うで、平成16年やってん。え、16年やったら、私もう、畠していたわって。だけど、やっぱりそういうふうなんでね、父親からそういうふうに聞いていないので、だから今、石田さんがおっしゃったように、やっていて

もほんまに生縁が30年、自分のところが満期来ているのか、それともまだなんか、分からぬ方がいらっしゃると思うんですよ。で、昨日も会長が、説明来ているやろうって言いはったから、いや、うち来てませんわって、うち、平成16年やからって。で、そのときも16年って言われたときにね、父にね、本当に16年って、4年にしたん違うんって言ったら、いや、看板見たら、新しいやろうって。そして、よその土地に言ったらね、看板が大きいんですよ、生縁の。で、うちには小さいんです、それで新しくって。それで、もうね、違いますよって、都市計画課がおっしゃるんで、ちゃんと16年になってますって。

私、税理士さんの全部、固定資産のぶわーって調べて、15年と16年の税金調べたんですよ。そしたら、生縁と田との差がね、8,000と10何万の違いがあったんで、あ、じゃあ、おじいちゃん、やっぱり16年から申請しているんやと。ということは、生縁にしたら、こんだけ納税猶予があるんやと、初めて知ったんです。だから、やっぱりね、今、石田さんが言いはるよう、知らないままね、ただ耕作してはる人もいてはるし、だからやっぱりね、全員にね、お宅は30年満期、そういうふうな・・・ですよと。で、また500で申請してはる方は、また10年、これからできますよとか。

で、新しい人は、去年、一昨年でしたかね、法律が変わって、500から300、できるようになったから、それをね、2年、それも去年、一昨年ぐらいにね、・・・、一応500以下のを持ってはる方も、一応納税猶予を受けられますよと。で、それでね、農業委員さんね、その担当の方の、自分が持っている土地のね、何というのかな、・・・を皆、もらつたんですよ。で、一応、こういうふうな法律が変わったので、お宅やらはりますかって、一応、訪問してくださいってありましたよね。それで、私も10何件、私が持っているところを、こういうのでこんなって言ったんですよ。いつまで、無視しはるんやつたら、まだ申請じゃないんですけどっていうことでね、意向だけ、アンケートだけっていう、そういうふうな・・・もしたんですよ。で、そのときに、私のところは10何軒あったけれど、その方も説明が全然分かっていないから、このまま10年しても、息子せえへんかも分からへんから、もうこのまま税金、宅地並み払っておくわという方で、ゼロだったんです。

だから、そういうふうな足踏みの事務的なことは、都市計画課と地域振興課、やってはったと思うんですけどね、だけど実際、本当に石田さんが言いはったように、私が知らないみたいに、本当にやっぱりある程度、プッシュしておく、送付するほうが、来年満期の方以外に

もそういうふうにね、書類を送っていただいたほうがいいと思うんです。だから、私も本当、わー、うれしいわ、4年で満期や満期やつて思ったけど、でもやっぱり納税猶予を受けたいから10年はしますけど、でも30年というのが長かったので、30年やらなあかん、やらなあかんと思っていたんが、やっと解放されると思ったら、16年の申請やからね、あとまだ、令和何年までやらなあかんというのは、だから本当に、知ってはる方も知らない方もいらっしゃると思うんですよ。相続で、もう自分が納税猶予で、・・・それでしはった方は分かってはると思いますけれど、私のところみたいに、まだ元気で、生きている方が言わなかったら、本当に分からないんで。そやから、みんなにそういうふうに送付していただきたいなと思って。そういうことです。

山田委員 繰り返しになりますけどね、私も回ったときに、やりますかやりませんかって話の中でね、息子もやりたないし、もう多分、やらんやろうというふうな感じの方が、ほんまにちゃんと認識して、してはるかどうか、よう分からへんので、その後は行っていませんから。だから、そういう意味で、今回、この3月31日が期限やということを、先ほど言っていた45・・・分かりませんけども、その方々に、もう一度、徹底のために出してもらうと、僕は後々いろんなトラブルが起こらないと思うんですけどもね。一番確実なのは、まず今、3月31日までの方にはもう一度、再度出してもらったほうが、本当に・・・どうかということが確認できるし。それ以外の方には、今回はなくてもいいかも分からんですけど、順次、できるだけ早い段階で、今、田中さんみたいな方もおられると思うのでね、できるだけ早く出してあげたほうが、もれがなくなるんじゃないかなと。

田中職務代理 それと、4月に、去年7月かな、皆、かわりはって、それで自分の担当の土地のあれをもらっていますやん、ファイル。で、それに生縁って多分、書いていると思うんですよ。だから、また農業委員さんも、ああ、ここはこうやからって、プッシュもかけてあげてみたいに、その訪問でも言ったら、もう3月ですよって言ってあげるのもいいかと思うんですけどね。

山田委員 ・・・多分、前のときも、行ってもおられんかった・・・。だから、何回か行ったんですけども、最終まだ2人は会えていないんです。だから、今からそれをやっておくと、おられなかったら伝わらないところなんで、一番いいのは書面で、もう間違えなく、そんな件数あるわ

けじゃないんですね。それが連絡する一番、絶対やと思う、あと1ヶ月ですから。

西口会長 まだ、いろいろ質問あろうと思います。あと、これが最後の受付ではない、質問の時間・・・ないです。あと、個別の案件は、担当課に行って、解決を求めてください。

私たちも最後、余り時間長くとれませんので、北河内農協で、こんな、担当課の人、見ていただいているますかね。ちょっと、これ、一部渡してください。・・・ちょっと、渡して。

ということでね、特定生産緑地についてもね、農協も非常に心配しているんですよ。で、農協にとっては組合員ですよ。組合も都市農地を減らしたくない、農協の立場。それで、市の立場からも、都市農地を減らさんとこうという立場やと思います。今、第5次の総合計画も・・・、その中にちゃんと位置づけも・・・、今、第6次ですけども、第6次の中にも多分、位置づけはそれなりにしていたくと。

それで、農協のほうが心配してるのはね、今さっきありました65件のあれ、案件があるというお話もありました。それで、農協のほうとしては、その該当者がどなたというのを、非常につかみたいと思っているんですけども、担当課の方はやっぱり個人情報保護法の関係であかんという話があります。同じ立場で進んでいっていますんですね、法律の話もありますけど、それは若干に猶予をいただけたとありがたいなと思って、1件、それ1つです。

それで、これ、今、パンフレットを・・・のは、受付期限がね、各市町村で、北河内、合併していますけども、その中で、みんな受付、最終締め切りが違うんですよ。ここでも出ています、枚方は3年の、同じ31日で、ほかであったら、寝屋川あたりは令和4年の7月29日になっているんですよ。みんな、各市町村で違うんです。

それと、説明会も、今まで彼ら、総会のたびに、ぜひとも説明会をお願いしたいと担当課に何度もお邪魔したんです、去年か。それも、コロナの関係でとかいろいろ理由がありまして、延び延びになって、いつかなと思ったら、この案内が来たのが22日です、私のところに来たのが。ということで、先ほども担当の方がおっしゃっていた、若干の猶予は考えますというお話をいただいて、ありがとうございます。ということで、若干というのは、かなり・・・若干を考えていただけたらありがたいと。

それで、ほかの状況を聞いていますとね、松原あたりは早くから説明をやって、もう十分納得できるぐらいの説明をちゃんとやってるんです。それで、今、ちゃんと皆、手續を皆、済ませて・・・。そ

れで、同じ市街化区域ばかり抱えている豊中は、この提出の資料、物すごく少ない。謄本と、もう住宅地図もなしだす。現地確認に行きますというような形です。あとはね、・・・写真ぐらいですか。で、これ見ていたら、7項目・・・書類を提出せないけません。この辺も、十二分に、資料をもうちょっと少な目で行けるように、猶予のほうをお願いしたいなど。その辺はどうですかね。

都市計画課 すみません、書類、提出いただく書類に関してですが、この・・・の様式自体、国交省の書類に準じた形でつくさせていただいております。で、うちからすると例えば、実測図とか測量図ですね、お金をかけてまでつくっていただかなくても大丈夫ですよ、うち、確認できる残りの書類で確認させてもらいますよというところが、言い方あれなんですけど、読める範囲までで精いっぱい読んだ結果かなと思っておりますので、この提出いただく書類に関しては、この形で協力いただきたいと思っております。

西口会長 あとの協議事項も残っていますんで、一旦、この特定生産緑地の説明会といいますか、担当の方、職員2人来ていただきまして、ありがとうございます。また、今後ともよろしくお願ひ申し上げたいと思います。生産緑地の件は、これで一旦切らせていただきて、ありがとうございました。

都市計画課 すみません、ありがとうございました。

西口会長 それでは、3. 協議事項 農地権利取得に伴う農地下限面積について、最初に、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 説明をさせていただく前に、大変申し訳ございませんが、先日、送付させてもらいました次第のほうにもですね、3. 協議事項というふうになっておりましたが、農地法第3条についての申請のお問合せが数件ございまして、守口市農業委員会規則第12条及び第15条に従い、議案とさせていただきますよう、よろしくお願ひします。
御異議等ございませんでしょうか。

「異議なし」の声あり

事務局 ありがとうございます。それでは、ちょっと追加資料のほうをお配りさせてもらいます。

事務局 次第のほうはですね、3のところの協議事項というところが、議案事項ということで変わっているだけでございます。あと、それに附隨する資料を後ろにつけさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

事務局 それでは、異議なしとのことなので、説明をさせていただきます。昨日、農地法第3条の規定による許可申請に関するお問合わせがございました。この農地法3条の申請というものは、譲渡人と譲受人の間で、農地を農地のまま、所有権を移転させようとするものでございます。

まず初めに、守口市の現状とその申請に伴う譲受人の農地面積取得における下限面積というものがございますので、そちらの説明をさせてもらいまして、続いて御審議いただきたい内容をお伝えさせてもらいます。

農地の売買、贈与分、賃借などには、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要になってきます。その3条許可の条件の1つといたしまして、譲受人、つまり農地をもらう人が、今回の申請農地を含めて、耕作している農地の合計面積が、別段の面積というものを各市で定めているところなんですが、その別段の面積以上であることとされておりまして、今、守口市は現状、別段の面積というものが20アールというふうに設定しております。

資料の後ろのほうに、農地法に基づく別段の設定状況、大阪府内の一覧を載せさせてもらっています。資料の一番後ろから2枚目のページになっております。

しかし、今回、3条申請を考えられている農家さんがおられます、譲受人の農地面積が20アール未満ということになっています。しかしながら、この資料のほうにも書いてあるんですが、農林水産省経営局農地課長より「農地の下限面積の要件について、各市町村の実情に応じ、農業経営基盤強化促進法の活用とあわせて、若者の新規就農者増加のために下限のさらなる引き下げを行うことを促す」という通知がございました。また、農業をされている方の高齢化も進んでおり、今後、農地をどう守っていくかという課題も進んでおります。

このことから、守口市でも下限面積の引き下げを検討するかどうかを御審議していただきたく存じます。

なお、その下限面積が下がった場合、今後、ここで議決がされれば、公示をさせてもらって引き下げができるというふうになっております。御意見のほど、よろしくお願ひします。

西口会長 ありがとうございました。下限面積をどの程度まで下げるか、委員の皆さん方、いろいろ協議をよろしくお願ひいたしたいと思います。

石田委員 都市農地の貸借あるやんか、平成29か30年か何かできましたやん、新しく。

西口会長 円滑法。

石田委員 円滑法。あの中にな、5年以内か、貸借期間と10アールってあるやろう、確か。あの10アールは、これと関係ある。10アール未満やな、あれ、確か、貸借法のあれで、面積。貸借期間5年で、面積は10アール違うかった。

事務局 また、それとは。

石田委員 その、今回な、20から10に変えることによってな、その貸借法の面積に影響するかせえへんかを、ちょっと聞きたい。確か10アールやったやろう、貸借法の。5年で、10アール違うかった。この、もともとのな、別段面積というのは、もともとは50アールやってんな。

事務局 そうですね、一応。

石田委員 農地法が何かで定めているのは、50アールやったな。で、それが今、守口は50から、途中、何かあったなんか分からへんけど、今現在20になっているのか。

事務局 一応、その農地法を改正するタイミングで、今、資料つけさせてもらっている横向きの農地の権利取得における下限面積要件。

石田委員 どれどれ、どれ、どれ。

事務局 こんな横の。

事務局 今お配りした追加資料の上から4枚目。

石田委員 ああ、これな、・・・50アールな。

事務局 もともと、農地法が改正する前までは、都道府県で定められていたんですが、改正に伴いまして、農地法施行規則第17条の特例の右側になるんですが、各農業委員会で協議をして、別段の面積というものを定めることが可能となっています。で、それがですね、守口市のほうでは、この平成21年の農地法の改正のタイミングで、農業委員会のほうで20アールというふうに定めていまして、そこから現在に至る形になっております。

ただですね、やっぱり現在、農地のほうが少なくなってきた状況で、なかなか20アールの農地を持っていないと売買ができないというのは、なかなか厳しい状況ではないかというふうに考えられると思います。また、そういう流れで、国のほうからも下限面積、つまり、ここでいう別段の面積を、各市町村で定められているところは、もう下げるによって新規就農者を増加させるように促してくださいという通知が来ていることも踏まえまして、今現状では、北河内のほうでは、別段の面積というのが、もう守口市も含めて全部20アールと定められてはいるんですが、例えば豊中市であったり、数件10アールに引き下げているところもあるのが現状なので、この今、ちょうど農地法3条の申請のお問合せもあったことから、このタイミングで引き下げさせてもらうというのを、農業委員さんで協議していただきたいなというところでございます。

石田委員 うん、いや、それは分かっているねんけどな、僕言っているのは、賃借法、その10アール、あれ、確か10アールやろう。

事務局 賃借法と関係があるかどうかということ・・・

石田委員 そう、あっち側の面積がな、これを変えることによって変えるんかって言っているねん。

事務局 一応、こちらの別段の面積というのが、農地法の。

石田委員 だから、賃借法ができたやんか。その中にな、新しく法律ができたわけやんか。で、その中にな、ふつう農地って、何と言うんかな、今言っている、この・・・についてな、今、50やけど、今回20から10にするのは、それは構わへん、それはいいんやけどもな、賃借法の法律の中でな、期間が5年以内で、10アール未満ってなってあるはずやねんか。その10アール未満は、今回、これを変えることによってな、賃借法の面積も、面積が変わるんかって言っているねん。そ

れ、勉強してないん。

事務局 すみません、それは影響しないというふうに思っていただいたらいいかなと。

石田委員 影響しない。

事務局 これはあくまで農地法の。

石田委員 いやいや、もちろん分かっているねんけどな、農地法と違う法律やけど、一番元が農地法やんけ、もともとの。その根本の法律を変えようとしているねんからな、法律が変わるんか、市の条例で変えることができるんやろうけどな、それによって、こっち側のほうも10をな、例えば5アール未満とかいうことにな、なるんかなと。それを聞いているわけ。別に影響しませんというんやったら、それでええけどな。先々変わる可能性はあるかも分からへん、それは構わへんねん。

そやけども、今回この設定農地のな、申請のときなんかに合わせてな、いやいや、もう歳いったから、ちょっと人に貸したいんやけど、ええ方法がないかなと言つてはるときにな、その面積が変わるんやつたら、また影響が出てくるやんか。

そやから、直近の情報の中でな、貸借法の面積が10アール、今現在、多分10アールやと思うんやけどな、それが変わる可能性がありますかと。直近の中で変わりますかという質問を、僕はしているわけ。影響せえへんのやつたら、それでいいです。

西口会長 何も私、答えるあれではないんですけどね、この全国農業新聞を見ていますとね、その1つの下限面積引き下げのあが、要求高まったというのを、中身見ていますと、大阪でもやっています準農家制度、農家でない層が農業をやりたいということで手を挙げて、一定の研修期間を経たら、農地をちょっと貸してもらったりできるわけです。それが、もう面積、物すごい少ないんです。それで、ここでも出て、5アールぐらいで準農家です、その人が本格的に農業したい場合が、この下限面積にかかってきているわけですよ、農地を買う場合、資格ないので。で、その下限を下げてあげられたら、準農家の方も農家に格上げ、格上げというのは該当するか分からんですけども、格上げで。それで、もう1つの要件は、空き家で農地があるの、・・・。その人も救われるというようなことが、ちらっとこの中には出ていますね。そやから、石田委員おっしゃる円滑法とは、直に関係あるとは

何も出ていません。

事務局 石田委員、いいですか。一応、この通知がおりてくるタイミングで、特に円滑法に比例するという通知は農業委員会には来ていないので、恐らく。

石田委員 円滑法はそのままやな。

事務局 そのままという認識で問題ないかと思います。

石田委員 オーケー。

西口会長 御意見あつたら、どうぞ遠慮なしに。どなたか御意見ございませんか。

木村委員 木村です。ちょっと質問させていただきます。これ20アールから下限を下げることによって、どういうような効果といいますか、出るのと、どういうような影響が出てくるとか、そういうことについて、僕、勉強不足かどうか分からないですけど、ちょっと分からないで。

今、石田委員も言われていましたけども、これは売買の話でしたので、20アール、今は20アールですけれども、例えば10アールに下げた場合に、10アール取得することができる、これは農家同士でないとだめなんですか、一般の方でもできるということ。もし、ちょっと僕が危惧、今、石田委員の話を聞きしてですね、気になったのが、それを取得した場合に、その人はその土地を、農地を貸すことができて、貸すことができるようになっているということですので、そういうようなことも考えないといけないとか。下げるにしても、どういう、どこまで、どのように下げるのかということが、よく分からないので、教えていただきたいなと思っています。

事務局 まず、この別段の面積を下げるメリットは、新規就農者を獲得しやすい。なぜかというと、もともと譲受人、要は土地を売買でもらう、もらい手のほうが、今だと20アールの農地を持っていないといけないというのがなかなかハードルかなと思います。それを10アールに下げることで、もらい手が、単純に人数が増えるというのがメリットかと思います。

逆に、デメリットとして上げられるのが、簡単にもらいやすいので、

例えば農地法3条でもらいましたという農地を、例えば農地転用することによって農地を農地じゃなくして、そこから売買するとかということも可能性としてはあり得るので、一概に下げたら必ず農地、ずっと農地かかというと、そうではないのがデメリットかなというふうに挙げられます。

基本的に、農地法3条の場合は、既に農地をやっていて、農地を持っているないといけないというのが最低条件になっていますので、その辺がちょっと最初のハードルではあるんですけども、そういうメリットとデメリットは挙げられるかと思います。

木村委員 ありがとうございました。

西口会長 今、農地の売買少ないですけど、ちょっと前はね、農家の人も農地を買いたいなと思ったけど、この20アール以下だったら農地を買えないんですよ。数期前の農業委員さんも該当者がいてはったんです。そのときは、農業委員やってはるねんけども10アールやと。で、そのときは、この下限面積の検討あったんですけど、結局、その農業委員さんはもう買わないということで、20アールで結構ですというような形で20アールに決まった。下げるということは、門戸を広げるということで、準農家制度の人も入りやすい、空き家の人も、空き家に1アール・・・下限面積をもうちょっと増やしたら行けるという形で、門戸を開くというのは間違えない話です。

後、また研修の時間も差し迫っていますんで、どういたしましょうか。重要な案件やのに、はしゃったことを言って申し訳ないんですけど。どういたしましょう。

従前どおりで20アールでいいですか、それとも、もうちょっと下げましょうかという話になるのか、どういたしましょう。

石田委員 それね、よく分かりませんけどね、今言ってはったようにね、20を10にするメリットとデメリットというのがね、今、ここで言われても分かりませんわ。次回に持ち越してください。

西口会長 どうしましよう、懸案事項で残しましょうか。事務局、よろしいか。
ということで、ちょっと若干の考慮時間ということで、これ、懸案事項で、次回ないし次々回に延ばしたいと思いますので、それまで皆さん方の御意見をまとめていただければありがたいなと思います。
それでは、これは懸案事項で残すということで、次回ないし、その次の会に回したいと思います。

これで、農業委員会の総会は終わりたいと思います。来月の総会は3月22日、月曜日ですね。開催時間が、半時間遅くなりまして、午後2時からということで、時間を間違えないように、よろしくお願ひいたします。

それでは、第2部の研修会に移りたいと思います。若干トイレ休憩とさせていただいて、5分ぐらいとさせていただいてよろしいですか。5分ぐらいトイレ休憩させていただいて、それから農業会議の事務局長の鈴木さんのお話を聞きたいと思います。5分のトイレ休憩をとりたいと思います。

守口市農業委員 署名委員

山 田 哲 三

山 崎 勝 彦